

三双順子議員の一般質問	1
前窪義由紀議員の一般質問	7
他会派の代表質問（自民党、公明党、民主府民連合）	14
他会派の一般質問（自民党）	27

● 三双順子議員、前窪義由紀議員の行った一般質問の概要をご紹介します。

### **三双順子（日本共産党、南区）2001, 10, 1**

【三双】 日本共産党の三双順子でございます。私は民間分譲マンション、児童虐待防止対策について、知事並びに関係理事者に質問いたします。

## **管理適正化法に基づき、分譲マンションの維持管理を 府住宅政策に位置づけて支援すべき**

まず、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」の施行に基づく本府の取り組みについて伺います。

1970年代から政府が公共住宅の建設を抑制してきた中で、分譲集合住宅が急増して参りまして、今日では都市型持ち家住宅の主要な形態として定着し、都市圏を中心に99年度末、全国で約370万戸、居住されている方は1100万人と今も一層増え続けています。京都府内でも同様に増えています。早いところでは築後30年以上たち、老朽化をめぐる問題や管理会社とのトラブルも増え、住民による管理組合の団体や日本弁護士会連合会などからも適切な維持や管理ができるよう、国としての対応がすくよく要望されておりました。わが党はかねてから、「仮称・分譲マンション管理支援法」を国会にも提案し、法制定をつよく求めてきたところです。今回制定された「適正化法」や「適正化指針」を積極的に活用すれば、分譲マンション管理上のトラブルを解決する一助となるもので、法制定は一定の前進と受けとめることができるのではないのでしょうか。

府内にある多くの分譲マンションをみてもわかりますように、単に「民間のこと」として片付けられないものです。敷地には、プレイロットあり、公園あり、緊急用車輻道路や集会場があり、これらは公共性のつよい空間であり、まちを形成する一部でそれらの管理が適正に行われるかどうかは、都市環境や景観をつくり出す上でも大きな影響を与えるものです。本府にとりましても、きわめて重要な住宅政策上の課題だと考えるものでございます。わが党は1989年以来、この府議会で分譲マンションの維持管理に行

政の支援をと求めて参りましたことをご承知の通りであります。

さて、今回のこの法律の特徴といたしまして、第一に、分譲マンションはいろいろな価値観をもつ区分所有者が居住するために、意思決定がむづかしいこと、権利関係の複雑さ、建物構造上の技術判断が難しいことなどを指摘するとともに、マンションの適切な維持・管理は区分所有者だけの問題ではなく、社会的資産としての資産価値の保全を提起しています。

第二に、分譲マンション管理の適正化のために管理組合・住民が留意すべき基本的事項を指し示しています。

第三に、管理の適正化を推進するため、国、地方公共団体等がその役割に応じて情報提供、支援体制の整備・強化を明確に打ち出しました。

「指針」では、「今後、建築後相当の年数を経たマンションの急増が見込まれ、適切な修繕がなされない老朽化したマンションは、住民の居住環境の低下のみならず、ひいては周辺の住環境や都市環境の低下など、深刻な問題を引き起こす可能性がある」と指摘しています。さらに、「指針」では、地方自治体のとりくむ課題について「マンションの実態調査および掌握」「マンションに関する情報・資料の提供」「相談体制の充実」など具体的に示しています。

「指針」策定過程の本年5月26日、NPO法人京滋マンション管理対策協議会主催の「マンションをどうする…政党討論会」に、私は党府会議員団を代表して出席しました。主催者から「『適正化法』でマンション管理の主体が管理組合と明文化すべき」との提起をうけての討論でした。わが党以外の政党の方は「運用の問題」「三年後の見直しで」との見解を示されましたが、私は、指針案では「マンションの管理に当たる管理組合では」となっていますが、三年先の見直しを待つまでもなく、「管理の主体は管理組合」の文言を挿入すべきだとわが党の考え方を示し、共同をよびかけました。その後、8月1日に発表された「指針」の基本方向の第一項に「マンション管理の主体は管理組合」と明文化されました。住民の正論は法律をも動かす実例として強調しておきたいと思えます。

本府として今回の「適正化法」、「指針」に基づきどのように具体化されようとしているのかお尋ねいたします。

質問の第一は、府の住宅政策における分譲マンションの維持管理に関する位置づけです。既に東京都では、今回の法制定以前から住宅金融公庫のマンションリフォーム融資への利子補給の実施、マンション相談活動の手引を作成し各自治体に活用させていることとあわせ、昨年7月より東京都分譲マンション管理アドバイザー制度も取入れて、具体的に相談にのっています。神奈川県では、「管理」と「大規模修繕」のパンフレットを発行し、管理組合への啓蒙活動など積極的に行っています。これらの自治体に比べて京都府の取り組みは遅れています。この遅れの原因は、これまで「分譲マンション問題は民間の問題だ」としてきた京都府の姿勢にあると思うのです。分譲マンションの維持管理を支援する視点が欠落している本府の住宅政策を見直し、情報・資料提供、普及、啓発などを行い、管理組合が自主的に機能するよう、行政として管理組合の育成をはかる立場を府住宅政策に明確にすべきと考えます。お答えください。

第二は、実態調査の問題について伺います。本府は府内の分譲マンションの戸数もつ

かんでおられないのではないかと思います。京都市は既に調査結果を発表し、八幡市では今年の6月市議会でのわが党議員の質問に「分譲マンションの実態調査を行う」と答弁しています。法の趣旨に合致した分譲マンションの実態を把握するために、府下自治体と協力して戸数や管理状況等に関する実態調査を実施し、データベース化すべきと考えますが、取り組みについてお答えください。

第三に、相談窓口の拡充についてお尋ねします。マンション管理には専門的な知識を要する事項が多いことから、相談体制の充実が求められます。本府は、相談窓口として住宅課計画係と住宅供給公社の住宅相談所を国に報告していますが、住宅供給公社は販売主体、即ち売り主であることから、分譲したマンションの維持管理に関する相談で消費者の立場が貫徹しないのではないのでしょうか。

後で触れますが、すでに府住宅供給公社が分譲したマンションで分譲時に起因するトラブルが起こっており、相談窓口として適切かどうか見直しが必要です。

本府の取り扱った、分譲マンションの維持管理に関する相談件数がきわめて少ない現状をみても、改善の必要があります。「適正化指針」は、「マンション管理士等専門的知識を有し、経験豊かで地元精通し、区分所有者から信頼された人の協力も得て」と具体的に示しています。消費者保護の立場を貫徹するよう、住宅計画係を相談窓口として、今回の法律の趣旨に基づいて拡充することを強く求めるものです。見解をお聞かせください。

第四に、分譲業者への指導の問題です。今回の法は「行政の役割を明らかにしたこと」、「悪質な管理業者に罰則規定を含めた法律の網をかぶせたこと」など前進的な内容として評価できます。しかし、「適正化法」では分譲業者に関する規定は「設計図書の交付」にとどまっており、きわめて不十分です。わが党は消費者保護の立場から開発時のチェック機能の確立が必要と考えています。分譲業者がマンション購入者に不利益になるように条件設定している事例が少なくありません。関連して具体的な二つの事例について質問します。

八幡市で、府住宅供給公社の分譲マンションで、水道配管の上に駐輪場とゴミ集積場を設置して販売したため、配管の取り替えの費用をめぐってトラブルが起っています。トラブルの原因は、府住宅供給公社と八幡市水道局がかかわった「覚え書き」にあり、将来にわたり住民が負担をしなければならない内容として販売をしたものです。府が責任を持って住民負担を軽減する方向で早期に解決すべきと考えます。府としての回答を求めます。

もう一つの事例は、伏見区の大型マンションで、隣接の河川を不法占拠しての養豚業と廃車の野積みで環境が問題化していて、改善の見通しがたたないにもかかわらず、当初から「近く環境が整備される」といって販売が行われ、現在も販売パンフでは「鴨川に面した環境」を売り物の一つにしていますが、依然として河川敷は不法占拠したままです。宅地建物取引業法 32 条では「環境も含め著しく事実と相違する表示をしてはならない」としており、現実には誇大広告の禁止に触れかねない宣伝がなされています。誇大広告、事実と異なる宣伝をして売ってはならないとのルールを企業に守らせることが必要であり、不適切な販売方法がとられないよう業界団体に厳しく指導すべきと考えますが、いかがですか。

同時に、このマンション西側の環境問題は、わが党議員もこれまで早急な改善を議会でも求めてきましたが、「養豚業者等の河川敷不法占拠者への本府の対処の遅れ」があります。本府としても不法占拠等の解消に早期に取り組むべきであり、いつまでに整備されるおつもりなのか、明らかにしてください。

**【土木建築部長】** 本年 8 月に執行されたマンション管理適正化法において、管理組合や区分所有者に対し適正なマンション管理の努力義務が、国や地方公共団体には必要な情報提供等の努力義務が定められたところ。また、管理組合等からの相談に応じて、管理組合の運営やマンション管理について専門的な指導や助言を行うマンション管理士の資格制度や、管理業者の登録制度などが設けられた。本府においても分譲マンションの適正な維持管理は、今後の住宅政策の重要な課題であると考えており、法の周知と必要な情報の提供に努めているところ。分譲マンションをふくめた既存の住宅ストックの実態把握については、従来から国の住宅土地統計調査や、住宅需要実態調査等の結果を活用している。相談窓口については、府から京都府住宅供給公社に委託をし、国が作成したマンション管理相談マニュアルも活用しながら対応するとともに、弁護士や建築士の専門家による相談も実施している。京都府住宅供給公社が八幡市内で販売した分譲マンションの給水管に関わる問題だが、公社では管理組合からの調停申立てを受けて、水道事業管理者である八幡市とその解決に向け誠実に話し合いが続けられていると承知している。伏見区内の分譲マンションに関してだが、件のマンション販売に関する広告については、これまで購入された方からの苦情や相談はなく、そのような事実は承知していない。尚、宅地建物取引業法第 32 条で禁止されている誇大広告があれば、法に基づき厳正に対処するとともに、必要に応じ業界団体への指導を徹底したい。また、不法占用対策については、既に文書による警告を発し、最終的に撤去に応じない場合には、法律に基づく撤去命令を行う。

**【三双・再質問】** 京都府が建設省にしている戸数報告は、分譲マンションも賃貸もごっちゃにして報告されている。だから分譲マンションは今いくらですかとお尋ねしてもご答弁がないわけです。これではちゃんとしたデータベース化にはなりません。伏見のマンションの問題ですが、そういうことは聞いていないとおっしゃいましたが、もう十年前から、近く鴨川や西高瀬川の環境整備がされることを写真つきのパンフレットで売っている。ところが、この 10 年たっても京都府が改修をしておられないことに大きな一つの問題があるので、その点はいつまでに改修整備をやるのかということもお尋ねしましたのでその点を明らかにしていただきたい。

業者に対する指導についても府の責任として行っていただきたいということをあらためて強調し、府の対応についてお答えいただきたいと思います。

**【土木建築部長】** 先程お答えしましたように、分譲マンションの実態把握については、従来から国の住宅土地統計調査や住宅需要実態調査等の結果を活用している。もう一点については、宅地建物取引業法第 32 条で禁止されている誇大広告があったという事実は承知していないということ。

# 急増する児童虐待

## 府は、この9年間で児童相談所の運営費を6割に削減

## 低い国基準に安住せず、児童福祉司の増員をはかれ

【三双】 次に、児童虐待防止と児童相談所の体制について質問をいたします。

児童虐待による痛ましい事件があとをたちません。今年の上半期だけでも31人もの子どもが家庭内の虐待で死亡していると報道されています。罪もない子ども達が、なぜ、一体何が今起きているのだろうか…と本当にやりきれない思いにたたされます。なんとかしなければと多くの人々が心を痛めておられるのではないのでしょうか。

全国の児童相談所に寄せられる虐待相談は2000年度18840件となり、厚生労働省の調査でも年間3万件の児童虐待が起きていると推計しています。親など保護者による幼い子どもへの身体的、精神的暴力、そして保護・育児の怠慢・拒否など、嫉や親権を理由に正当化されるものではありません。

昨年11月に児童虐待防止法が制定され、「職務上、虐待を発見しやすい教職員、保育士、医師などに早期発見通告の義務を課し、国民は発見した場合、児童相談所や福祉事務所に通告しなければならないことも明記されました。

こうして児童虐待の早期発見への関係者の努力が始まっていますが、悔やまれてならない事件が相次いでいるのはなぜでしょうか。児童虐待の急増の背景には、リストラや不況による経済的・精神的不安定、競争社会での子育ての不安など、社会のひずみが家庭に押し寄せていることとあわせ、父親が十分育児にかかわれない就労の現状や少子化、核家族化で子育てへの援助や助言が得られないなどで育児が孤立化し、ストレスが日常化するなど、様々な要因が重なり合って生じるといわれています。

児童虐待の防止、早期発見、適切な対応、子どもの保護、心理的ケア、親のカウンセリングなど児童福祉の第一線の重要な役割、児童虐待の中核的役割を果たしているのが児童相談所です。今その体制強化が本当に必要な時期に来ているのではないのでしょうか。

私は夏以後も、府立児童相談所、養護施設をお訪ねいたしました。府立3つの児童相談所が受けた養護、障害、非行・育成にかかわる相談は、96年に2875件であったものが、2000年は電話相談もふくめ3246件と年々増えています。一件一件の対応が大変専門性を要する仕事であるのに、件数が増加し大変なことを痛感させられました。そのうえ児童虐待の相談と対応が、96年で32件であったのが、2000年には214件に増え、さらに増加傾向にあるとのことでした。今年、厚生労働省はこうした状況に適切に対応するために、児童相談所の虐待防止対応の徹底を緊急通知しました。その内容は、児童相談所が虐待相談や通報を受けると、①一人対応をしないこと。通報を受けたら他の業務に先んじて対応すべき。②複数関係機関と調整、連絡の徹底。③一時的な助言や通過観察だけでなく、保護者の性格や夫婦の関係、家族の問題を把握すべし。などが柱になっています。このように業務が急増している上に、緊急性、困難性を伴う対応が迫られているのに、府内の3ヶ所の児童相談所の正規職員は96年以後47人のままです。こ

れでは職員の負担が増え、府民の願いには答えられないのではないのでしょうか。

虐待のケースによっては、1ヵ月、2ヵ月と児童相談所の一時保護所での生活を余儀なくされる子どももあります。その期間中は、男性職員が宿直を輪番で行い、月4回前後まわってくることもあるそうです。学校へ通えない子ども達に勉強を教え、寝食をともにしておられます。女性職員も交代で日曜祭日の日直に当たられます。また、深夜に警察から緊急連絡が入り、当直者だけで判断・対応が難しい場合、次長・課長も待機してあたられているとのことに大変さの一端が伺い知れます。業務の量・質の変化に見合った体制の確立が早急に必要だと考えます。そこで、児童相談所の人員配置と体制について質問をいたします。

質問の第一は、児童福祉司の配置など正規職員の増員による体制強化についてです。先の6月議会でのわが党議員の質問に対し、本府は国基準を満たしていると答弁されましたが、そもそも児童福祉法施行令による児童福祉司の配置基準は、「人口おおむね10万から13万」に1人と、36年間も据え置かれたままではありませんか。大阪府や青森県、埼玉県などでは既に国基準を上回る配置をしています。今年度さらに増員をはかっています。本府も遅れた国の基準に安住せず、独自努力をすべきと考えますが、いかがですか。併せて、国の低い配置基準についても、交付税での暫定的な措置にとどまらず、見直しを国へ要望すべきと考えますが、いかがですか。

第二は、虐待児の心理的ケアについてです。虐待された児童は、身体的な傷だけでなく、心にも深い傷を負っていることから、他県では情緒障害児短期治療施設を設置して、児童の心のケアに取り組んでいる県もあります。本府においてもこうした施設の設定にむけた積極的な取り組みを期待するものですがいかがですか。お答えください。また、舞鶴児童相談所が統合・廃止されて以後、福知山児童相談所が北部地域の対応にあたっていますが、範囲の広さから精神科医師のせめて複数配置が必要と考えます。府民からの相談に対し、迅速できめ細やかな対応ができるよう、体制の強化をはかるべきと考えます。いかがですか。

第三に、児童相談所の運営費が93年度以後毎年減らされ、2001年度で6割にまで削減していることは、児童の健全な成長を求める府民の願いに逆行しているものと考えますが、いかがですか。

子どもの権利条約に関し、わが国は国連から「取り組みの遅れ」を指摘され、「提案および勧告」がなされています。こうした勧告を一刻も早く実現するとともに、一人一人の子どもの健やかな成長、発達を保障することを府政の中心課題にすえるべきと考えます。ご所見を伺います。京都府下でも、長岡京市や宇治市では児童虐待防止と早期発見をめざし、ネットワーク会議が発足しました。こうした地域の積極的取り組みへの支援が必要です。また、子育てを温かい目で支えあう、子育ての苦楽を本音で話し合える場が府内あちこちにつくられるよう、若い子育て世代のお母さんたちの自主的な取り組みを援助されるよう求めまして、私の質問を終わります。

**【知事】** 児童の権利に関する条約についてだが、本年1月に策定した新府総で、新世紀の担い手である子どもや青少年がすくすくと育つ社会環境の構築をかかざるなど、重要な施策として位置づけている。また新京都府青少年プランや、京都府子育て支援計画

においても、子どもの自主性や主体性の尊重などがかかげ、推進に取り組んでいる。今後とも児童の権利に関する条約に規定された子どもの人権が尊重される社会づくりに努めたい。

**【保健福祉部長】** 児童相談所の相談・指導体制についてだが、国において近年児童福祉司の配置基準の増員がはかられているところだが、京都府は従前から国の配置基準を上回り児童福祉司を配置しており、全国的に遜色のない水準。今年度からさらに、児童福祉司を補助する児童虐待対応協力員を全児童相談所に置き、また中心的な役割を担っている宇治児童相談所の精神科医師の配置を複数にするなど強化している。今後とも国に対し、児童福祉司の配置基準の見直しを要望するなど対応したい。児童相談所の運営費については、今日の厳しい行財政環境を踏まえ、可能な限りの節減をはかる中で効果的な執行に努めている。尚、児童の心のケアを行う情緒障害児短期治療施設については、すでに数年前から綾部市域で、関係者による設置計画がすすめられており、府としても綾部市と連携し対応している。

**【三双・再質問】** 3つの相談所に虐待対応協力員を配置されたことは答弁いただいた。児童虐待が全国的に急増しているということで、現場の対応が大変な状況だということを反映して国が虐待対応協力員を補助金をつけて配置した。現場からも歓迎されているのは事実。この協力員は、大学や大学院で心理学や児童福祉を専攻されたり、助産婦や看護婦の資格をもっていると聞いているが、これらの方は週4日間の嘱託の雇用となっている。きわめて不安定な身分におかれている。それだけ有能な方ですから、福祉司にさせていただくということも含めて府の独自の努力が協力員以外にもいると思います。ここ数年、全然福祉司が増えていないわけですから、府の独自の努力を求めたい。あらためてご答弁をお聞きしたい。

**【保健福祉部長】** 児童虐待対応協力員については、児童福祉司の補助を行う立場から配置されたところであり、体制が強化されていると考えている。

## 前窪義由紀 (宇治市・久世郡) 2001, 10, 2

**【前窪】** 日本共産党の前窪義由紀です。通告している数点について、知事並びに関係理事者に質問いたします。

## **宇治浄水場、導水管破裂事故 初期対応の遅れは見逃せない人為的ミス 事故原因の徹底糾明と水道施設の総点検を急げ**

まず、府営水道宇治浄水場の導水管破損事故について伺います。

7月26日、午後5時40分ごろ、京都府営水道宇治浄水場の導水管が破裂。この事故で宇治市内と城陽市内に甚大な被害がでました。宇治市内では約半数の3万6千世帯、9万8千人、城陽市内では1万世帯、2万8千5百人に断水を引き起こしました。

京都府が管理している導水管でありながら、破損箇所の特定に12時間も要し、しかも破損管の撤去・取り替え完了に約30時間、宇治浄水場への給水の再開までには36時間近くも要しています。そして、断水の完全復旧まで丸3日間も費やし、この間1万5千6百件の市民から電話の問い合わせが市に集中するなど、ライフラインの寸断で市民生活に大混乱をもたらしました。

今回の事故では、初期対応や導水管破裂事故が大規模断水につながるようになる重大さに対する認識の問題など、さまざまな問題も残りました。京都府から宇治市への事故の第一報は「加圧ポンプ場の近くで導水管が破裂した。宇治市には関係ないが、とりあえず連絡する」という内容であったこと、その後、送水停止の連絡があったが「一般的な断水程度の認識だと感じた」などと、宇治市長は市議会で不満をもらしています。

さらに「夜間の運転体制について、事故が起こったときに緊急に対応できる技術者が配置されているのか、危機に対応できる体制がとれているのか、さまざまな観点からの検証が必要だ」「現場に駆けつけたのも、宇治市の技術者や消防だった。そして、結果的に宇治市の方が災害対策本部を設置しているのが早い」と答弁し、京都府の事故認識の甘さや初期対応の遅れを厳しく指摘しています。

私も、こんな話を関係者から聞きました。導水管の破裂箇所の発見が遅れ12時間もかかってやっと管のある場所が特定できたが、それは宇治市職員が指摘して判明したというのであります。さらに問題なのは、京都府は情況の発表はしたのですが、肝心のことが分からなかったことです。どれくらいの影響が出て、どれくらいで復旧出来るのか、府の正式な復旧見通しの発表はようやく事故発生の翌日、25日10時半になって行われたのですが、それさえ次つぎ変更するなど、情報の伝達が迅速、正確でなかったことです。人為的なミスが大きな断水事故に発展したとすればことは重大です。このようなあつてはならない府営水道の大規模な事故について、教訓を導き出し二度と繰り返さない対策が急がれています。

そこで伺います。まず、事故原因の徹底的な究明については、すでに設置されている「府営水道宇治浄水場導水管破損事故調査委員会」での全面的な解明に期待するものですが、この際、緊急に導水管、送水管など水道施設の総点検を行うこと、事故発生時の初期対応の検証、情報提供の在り方、市町との連携した取り組み、バックアップ体制の検討など安定的な水道水の供給のため、今回の事故を教訓にして、京都府がイニシアチブを発揮して抜本的な改善対策を求めるものです。いかがですか、お答えください。

**【企業局長】** 近隣住民のみなさまには大変なご迷惑をおかけし、深くおわび申し上げるとともに、このような事故を二度と起こしてはならないと決意している。このため「事故調査委員会」における事故原因の徹底糾明と平行し、導・送水管の総点検や非常時のバックアップ体制の検討、さらに受水地域協との連携を含めた危機管理体制の点検などに取り組みたい。

**【前産】** 木津系と宇治系の送水管の接続についてです。災害時等における水道水の相互融通を行い、ライフラインの確保をはかれるよう計画されたことは、わが党の内山徳秋議員が1993年2月議会で災害時のライフラインの防災対策、南部の府営水道対策について質問したときの答弁でも明らかです。



当時の企業局長が「地震などによる災害が生じた場合にも、水道用水の供給が確保できるように、災害に強い事業の推進につとめる」「宇治浄水場、木津浄水場、乙訓浄水場におきます浄水場の送水管の接続につきましては、その一環として災害時等における水道水の相互融通を行い、ライフラインの確保を図れるよう計画している」「現在、宇治浄水場の系統と木津浄水場の系統はつながっている」と答弁しているのです。

実際、1992年度には宇治系と木津系を接続するため、総額59億円かけた送水管工事を完成させています。これにともない、同じ年度に府の水道供給料金の上乗せ改訂が行われたのはご承知の通りです。宇治市では木津系から受け入れるため、西小倉浄水場の中に第二配水池を約3億円かけて建設しています。そして、市民への料金値上げも実施されました。

しかしながら今回の大規模な事故に対し、一滴の水も宇治市にはこなかったのです。宇治市長も木津系からの給水は当然だとして京都府に頼んだが「送水は無理だと断られ、びっくりした」と議会で答えています。水道管理者も「市として正式に文書で嚴重抗議した」「宇治市に木津浄水場から送水がなかったのは誠に遺憾、中継ポンプの未整備を宇治市は承知していない。ただちに府企業局に強く抗議し、企業局の責任で早期に中継ポンプの整備を申し入れた」と本会議で答弁しています。「いったい59億円の投資はなんだったのか」との疑問が出ているのは当然ではないでしょうか。中継ポンプは当然、本府の責任で設置すべきです。お答えください。

**【企業局長】**中継ポンプについては、宇治系での利用度に備えて計画したもののだが、事故時の対応の重要な課題であると反省しており、今後、受水市ともよく協議しながら検討したい。

**【前置】**断水事故で被害を受けた飲食店経営などの業者や個人から、宇治市に対し補償要求が寄せられていることについてです。

給水が完全復旧した後も市民からの意見や苦情が多く、臨時休業した飲食店経営者や貯水層などの修理が必要になったビルやマンションの管理業者、個人から70件を超える補償要求が出されています。

市は「法的には賠償責任はない」としながら、全国的にも例がない大規模断水のため、法律や水道事業の専門家による「断水問題専門委員会」を設置し、専門家の意見を聴きながら、京都府と協議し判断したいとしています。

府営水道の導水管破裂による断水事故が原因だけに、京都府の責任が問われています。

**【企業局長】**補償については、「水道法」およびその規定を受けた府条例等において免責されることになっており、法的にはむづかしい。先日の代表質問において、知事から答弁した通り、宇治市においては専門委員会を設置して検討されると伺っているので、ひきつづき宇治市と十分な連携をはかりたい。

**【前置】**府営水道の供給料金等に関する条例第5条には「知事は、災害による特別の事情があると認められるときは、供給料金を減免することができる」と規定されています。今回の事故については、この条例を適用し、受水自治体への供給料金の減免を実施すべきだと考えますが、いかがですか。また、被害を受けた住民からの補償要求については当然、

補償する立場で宇治市と協議すべきではありませんか。考えをお聞きかせください。

**【企業局長】** 今回の事故により断水が発生した受水市に対しては、送水停止期間に対応する供給料金の減免を検討している旨、すでに伝えている。

**【前窪・再質問】** 木津系と宇治系との送水管連結ができているけれども、中継ポンプが設置されていないのは、明らかに本府の怠慢だと思うのです。平成4年1月に出された水道懇の第二提言でも、用水の安定給水だけでなしに、「災害時等、緊急時の対応をめざして送水管の接続をおこなった」と、明確にされています。実際、ポンプの設置のための用地も、平成元年から2年度にかけて確保しているわけであります。

もう一度聞きますが、何のためのポンプ設置用地を確保したのですか。府の責任を認めるならば、早期に中継ポンプを本府の責任で設置すべきです。もう一度お聞きします。知事の答弁をお願いします。供給料金の減免は早期に実施していただきたい。

**【知事】** 中継ポンプの問題は、先般、太田議員および山本議員にもお答えしたとおり、十分気がまわらなかったことを含め、今後、検討していきたい。

## ハンセン問題の全面解決へ、取り組み強化を

**【前窪】** ハンセン病問題の全面解決に向けた取り組みについて伺います。

私は、先日、同僚議員とともに岡山県にあるハンセン病療養所長島愛生園を訪問しました。そして京都出身の元患者の方々と親しく懇談させていただきました。愛生園では京都出身者でつくっている県人会を「清水会」と言い、現在、12名が会員として励ましあいながら暮らしているとのことでした。

Aさんは「判決後、唯一、生存している兄が8月に面会にきてくれました。兄は『息子にも自分が長島にいることを隠している。もう少し時間がかかる。待ってくれ』と言った」「里帰りも、近所にわからないように暗くなってから、子どもが寝静まった夜遅く帰り、子どもの起きる前、朝早く旅館に戻る」。Bさんは「家には帰れず、別の場所で家族と会った。これでは駄目だと思うが、家族のことを思うとどうしようもない」。Cさんは「ここに連れてこられて50年になる、いまでは家もどこにあるのか、家族がどうしているのかまったく分からない」など、堰を切ったように差別と偏見の壁と、当事者としての複雑な心情を語られました。

私は、元患者の皆さんとの懇談を通じて、現すことができない悲しみと怒りを感じました。元患者の皆さんの、生れ故郷への限りない思い、なつかしく、いつかは帰ってみたいふるさとなのに、そこは自分を追い出し親兄弟が苦しめられた所でもある。そうした複雑な心情に触れて、あらためてハンセン病に対する国や行政の責任の重さを実感しました。同時に、90年に及ぶ長い隔離政策から人間としての解放を求め続けた原告、元患者の皆さんの勇気に満ちた運動が世論を動かし、熊本地裁の勝利判決と国を控訴断念に追い込んだことに頭の下がる思いでした。

ハンセン病問題についていくつかの提案をし、質問をします。

第一は、戦前の「無らい県運動」や戦後の強制隔離に関わった京都府の歴史的な施策の実相を明らかにすることです。過去の施策の徹底した検証は、元患者の名誉回復、差別

と偏見をなくす前提条件です。このことなしに真の謝罪はありません。いかがですか。

第二に、差別と偏見をなくす取り組みの強化です。歴史的に「無らい県運動」の推進者であった知事には、差別と偏見をなくす役割を率先して担う責任があります。鳥取県の片山知事は、自ら療養所に足を運んでいます。鳥取県の出身者は27人ですが、すでに6月には300万円、9月には、さらに150万円の補正を組み、国や県のかかわりと責任を明確にしたパンフレットの配布、ハンセン病の理解を深め、差別や偏見をなくす副読本の作成と学校教育での活用、さらに療養所の入所者を招いたさまざまな取り組みを行っています。

差別と偏見をなくすためには、なんと言っても元患者と交流を深める取り組みが重要です。元患者のみなさんを招いての講演会、パネル展の開催、とくに中学生、高校生を対象にした学習の機会をぜひ作るべきと考えますが、いかがですか。

第三に、元患者のみなさんの思いに寄り添った支援を行うことです。私は、元患者のみなさんに「いま一番してほしいこと、困っていることは何ですか」と率直にお伺いしました。すると「親の葬式にも出られなかったから、せめて自分が死んだら、一緒に墓に入りたい」という答えが、真っ先に返ってきました。2年に1度だった里帰りが、毎年になる補正予算がついたことについては、患者のみなさんも喜んでおりましたが、「里帰りで京都観光をするのもいいことだが、自分の育った町を遠巻きにでも見たい。車でまわってもらえないか」ともおっしゃっていました。そんなささやかな願いも、実際には、なかなかかなわないのです。これまでの府の責任の重さからも、全員の聞き取りも含めて、お一人お一人の願いに寄り添った支援をすることが大事だと考えますが、いかがですか。

**【知事】**この6月に関係職員が京都府出身の方々の入所されているすべての療養所にお伺いし、私も心からのお詫びのメッセージを伝えるとともに、お一人お一人の思いを十分にお聞きして参った。入所者の方々からは、「年を取るたびに望郷の念が強くなってきており、毎年、帰郷できればうれしい」とか「社会復帰を希望する者がいれば、府が率先してその相談を受けとめてほしい」など、長年にわたる療養生活の中での切実な思いや、京都府への期待が語られた。また一方、今回の訪問やこれまでの対応について感謝の言葉も聞かせていただいた。

京都府としては、機関委任事務としてのかかわりや90余年にわたる歴史的経過を十分に踏まえながら、お詫びの気持ちを込めまして入所者の方々のふるさと京都への思いを真摯に受けとめ、お墓参りなどをしていただくための里帰り事業をはじめ、遺骨の里帰りや社会復帰に関する相談窓口も新たな対策などに必要な予算の補正を今議会にお願いしている。共産党におかれましてもぜひ、賛成して可決していただきたい。

また、この秋に予定しております里帰り事業の際には、私自ら入所者の方々にお会いをし、みなさまの思いを直接、お聞きし行政としてできることを誠実に実施してまいります。

ハンセン病に関する啓発については、すでに高校生を中心としたパンフレットの配布や該当啓発を実施したところ。偏見や差別を一刻も早く解消し、次世代に残さないという観点からすすめていくことが重要なので、さらに啓発映画の上映やパネル展、講演会などを創意工夫する中で実施していく。

**【前窪・再質問】**私は、本府が今議会に補正予算を組み前向きに取り組んでいる、このこ

とを前提に、さらに事の重大さからすすんだ地方自治体のケースも紹介し、ぜひ、さらに強化をしていただきたいと思っているんです。

このパンフレットであります（パンフレット掲示）、これを今度、増刷すると言うことで、これは大変ありがたいのですが、しかし、これには国や京都府の90数年のってきた中身が全く触れられていませんし、医学的見地からの解明もありません。この点については、ぜひ、補強をしていただいた啓発パンフを出していただきたいと強く求めておきます。その前提として、府がこの間おこなってきた歴史的検証をぜひ、やっていただいて、明らかにしていただきたい。再度、お聞きします。

鳥取県では市町村の幹部職員も交えて元患者のみなさんと交流する機会などを持つという非常に進んだことを、荒巻知事の後輩の知事さんがやっておられる、こういうことも紹介しながら、改めてハンセン病対策を強化することを強く求めるものであります。元患者の意見を知事は、こちらへ来られた時に会ってお話を聞くと言うことでありますが、やはり機会を見て施設を訪問していただきたい。これは強く求めておきます。

**【知事】** 今後いっそう努力をしていきたいと思うが、いつもよその県だけを出されるが、やはりその県はその県の考えでやっているわけで、私も私の考えでいろいろやっているわけで、よその県の1つだけを取り上げて「真似をしる」というような、共産党の言い方はおかしいと思っている。

**【前産】** 教育委員会には、学校教育でどのようにハンセン病問題を取り組むのかを質問いたします。鳥取県ではすでに中学校や高等学校の生徒を対象にした、元患者を招いた講演会を6回もやるなど、進んだ経験が出されています。本府には副読本もありません。ぜひ副読本もつくり、元患者などを招いた学習の機会をつくるべきだと考えます。教育長の見解を求めます。

**【教育長】** 府立高校ではパンフレットを活用しながら、ハンセン病の正しい理解をはかる取り組みをおこなっている。今後ともこういったことを中心に取り組んでいきたい。

## 増える交通事故——交差点付近に高い発生率

### 歩行者の安全を優先する歩者分離信号の設置を急げ

**【前産】** 次に、歩行者を守る交通安全対策についてお伺いします。

交通事故が増えています。交通安全白書によると、2000年の発生件数は8年連続で過去最悪の記録を更新し、負傷者数も初めて110万人を超え、3年連続、過去最悪を更新しています。京都府でも2000年の発生件数は1万9千3百60件で前年比913件4・9%増、死者数は181人で前年比28人18・3%増、負傷者数は2万3千9百71人で前年比1184人5・2%増と、いずれも前年に比べて増加しています。京都府の交通事故の発生状況の全国的位置は、発生件数で14番目、死者数で21番目、負傷者数で14番目と、いずれも高い順位になっています。

全国の場合別の発生件数をみても交差点と交差点付近が45%を占め、増える傾向にあります。京都府では交差点で全事故の50・3%、交差点付近を含めると63・8%と高い発生率を示しています。

子どもやお年寄りが、信号を守って横断しているにもかかわらず、右折左折の車に巻き込まれ、犠牲になるという悲劇が一向になくならないのです。行政がこうした事態を放置しているのは、「まず車を通すことを優先しているからだ」と、遺族が批判しているのは当然ではないでしょうか。

交差点での、歩行者の事故や被害を防ぐには、歩行者と車を分離する信号が有効です。国会でのわが党議員の質問に対し、政府も歩車分離式信号が「歩行者の安全確保の有効な手段」と認め、警察庁は今年度、歩車分離式信号を全国の事故多発地点や通学路の交差点を対象に試行実施するとしています。

京都府では、府内で交通事故死が相次いでいることから、8月15日、交通死亡事故多発警報を発令し、行政や教育など141の関係機関、団体に対し、注意喚起と啓発活動の徹底を呼びかけました。京都府警は取り締まり強化など特別対策を実施しました。また、2005年までに交通事故の年間死者数を、153人人以下に抑えることをめざす「第7次交通安全計画」を決めました。このように交通事故多発に伴う安全対策が本府でも焦眉の課題になっています。

そこで質問ですが、まず本府の「第7次交通安全計画」では、負傷者全体や交通事故そのものを減らす目標値は示されていません。死者を減らす上でも不十分な計画ではありませんか。事故件数や負傷者全体の増加にどう対処されるのか、ぜひ目標値を持つべきと考えますが、いかがですか。

**【企画環境部長】**「第7次京都府交通安全計画」についてであります。本年3月に国が作成をいたしました基本計画に準じて作成したものであります。先ず、何よりも大切な人の生命の奪う重大かつ深刻な死亡事故の防止に最大の重点をおいて目標を設定しているところでございます。具体的には過去5年間の年間平均死者数が185人である状況を踏まえ、これまでの計画の中で死者数の数値目標としては最少少ない153人以下といたしておるところであります。また本計画おきましても究極の目標としては、交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけることといたしております。知事が会長であります「京都府交通対策協議会」を中心に警察をはじめ市町村、関係機関や府民のみなさまのご協力も得ながらさまざまな取り組みを進める中で、発生件数等も可能な限り減少させていきたいと考えております。

**【前産】**第二に、本府でも歩行者の安全を優先する交通行政への抜本的な転換をはかり、効果が明確な歩車分離式信号機の設置に直ちに着手すべきです。警察庁のモデルを10月1日からJR京都駅前の4交差点で試行しましたが、本格設置についての考えをお聞かせください。

**【警察本部長】**歩車分離式信号機だが、当府においてはすでにY字型三叉路等で特に歩行者の横断に危険を伴う17カ所において運用している。また十字型交差点においてもバリアフリーや横断歩行者の安全の確保をはかるため、昨日から1カ月間の予定で烏丸塩小路ほか3交差点において試験運用を開始したところ。本格的な運用や拡大実施等については、この結果等を踏まえ検討したい。

**【前産】**第三に、信号機の設置です。99年度に従来、毎年数10基だった信号機の設置が8基と激減しました。しかし、府内各地域から強い要望の中、2000年度は20基、2001年度は緊急生活基盤整備費の20基分を追加して40基となっています。各警察

署から出されている160カ所の設置要望に応えるためにも、少なくとも従来の設置水準を確保すべきだと考えますが、決意をお聞かせください。

**【警察本部長】**交通実態等を勘案の上、交通の安全を確立する必要性あるいは緊急性の高い場所に対し、順次設置をしている。今後とも的確な整備に努めたい。

**【前産】**第四に、交通巡視員の増員です。1995年から駐車違反の取り締まりの業務が追加されたにもかかわらず、前制度の1970年以来、150人の配置数のままで1人も増えていません。安全教育、交通指導など必要な増員をはかるべきです。いかがですか。

さらに、府内28市町村で配置している交通指導員についてですが、府警本部もその効果を認め「京都市など未設置のところは、引き続き働きかけたい。京都市は検討中と聞いているので、市とともに検討したい」と議会で答弁しています。未設置の自治体、とりわけ京都市への働きかけと検討結果はどうなっていますか、お答えください。

**【警察本部長】**安全教育や交通指導が交通巡視員のみならず交通警察官や地域警察官等、組織をあげて取り組んでいく活動であり、これら警察職員全体のバランス等を勘案し総合的に検討すべきものと考えている。交通指導員の設置については、現在、28自治体で約380人の方が学童の保護、誘導等にあたり成果を上げられておられる。京都市をはじめ未設置の自治体に対してはひきつづき設置についてねばり強く働きかけをしている。ただ京都市の場合には現場での苦情等が予想されない交通安全指導等の活動はボランティア活動にゆだねるとのお考えと承知をしている。いずれにしても交通安全対策は警察一人ではよくなし得るものではない。今後とも自治体等と緊密に連携し、地域総ぐるみで交通安全活動が展開される体制づくりに努めたい。

●他会派の代表質問の概要をご紹介します。

## **角替 豊（公明、南区選出）**

### **① 精神科救急医療について**

**【角替】**基幹病院となる洛南病院において、休日・夜間も含めた24時間体制を確立するためには、医療従事者等新たなスタッフ確保が必要だが、どうか。また、他の精神病院等とのネットワークの構築、「精神科救急情報センター」の整備方針と進捗状況はどうか。患者搬送での消防機関の協力について改めて調整すべきだが、どうか。

**【知事】**京都市との協調事業として調整する中、今回、洛南病院を基幹病院とすることにつき協議が整い、洛南病院整備の必要な予算を提案している。このシステム整備にあたっては、精神科救急情報センターの果たす役割が大変重要で、府・市の精神福祉審議会の意見などをふまえ、精神障害者とその家族の最も利用しやすく、かつ効率的に運営できるセンターの整備について、京都市と協議中。府としては、洛南病院の受入体制、民間病院とのネットワーク、広域的搬送体制について、議員指摘の趣旨もふまえ、京都市や消防機関等、関係機関と協議し、平成14年夏には南部地域でシステムが実施できるようにしたい。

## ②府営水道宇治浄水場導水管破損事故について

**【角替】** 府の復旧のための措置、明らかとなった教訓、今後の対策はどうか。また、「事故調査委員会」の調査内容と結果はどうか。飲食店など金銭的な被害への補償要求があるが、どう考えるか。木津浄水場から宇治市への中継加圧ポンプの設置・運用の問題点、バックアップ体制の再検証について、どうか。

**【知事】** 府として、事故発生後、早期復旧に努めるとともに、自衛隊や府内市町村、近隣府県への給水車派遣の要請、独居老人、障害者等の要配慮者への対応の要請に取り組んだ。しかし完全復旧までに相当時間を要する結果となり、あらためて深くお詫びしたい。大学専門教授などで構成する事故調査委員会では、破損管の破断面調査、埋設カ所の土壌調査などをもとに事故原因の究明が進められており、年内を目途に取りまとめ、公表したい。

補償については、床上浸水の被害を受けた方々には、できる限りの補償をすべく鋭意話し合いを進めている。しかし、断水による補償については、水道法、及びその規定を受けた府条例などで免責されることとなっており、法的には難しいと考えるが、宇治市では専門委員会を設置して検討されており、引き続き宇治市と十分な連携を図りたい。

バックアップシステムについては、水源の異なる3つの浄水場を連携すると相互融通が可能になるなど水道システムの安定性が向上することから、事故時や渇水時においてその効果を有効に活用できるよう技術的検討を加えながら、乙訓浄水場系と宇治、木津浄水場系との接続工事を進めている。なお、中継ポンプについては、宇治系での需要増に備えて、当初計画したものであるが、その後の需要の伸びが緩やかなことから、現時点では設置してない。需要の点だけを注目して、危機管理的な面について十分な目が届かなかったことについて、反省している。

今後、事故の教訓を生かし、危機管理体制の再点検はもとより、事故原因の徹底究明、施設の総点検、バックアップ方策の検討などにより、安定給水体制の確立に努めたい。

## ③震災対策及び防災体制の整備について

**【角替】** 府域14の断層帯について、震度想定は全て実施されているが、被害想定は6つの断層帯しか実施されておらず、全て調査すべきだが、どうか。また、調査結果の府民への情報公開、啓発の在り方をどう考えるか。衛星通信系防災情報システムの構築の進捗状況と見通し、府内市町村との連絡通報体制及び隣接府県との広域的な連携・支援体制の整備状況はどうか。京都市を除く府内市町村の自主防災組織の組織率が全国平均を大きく下回っているが、どう向上させるのか。

**【知事】** 阪神淡路大震災を教訓に、平成7年度から9年度に活断層調査や地震被害想定調査を実施し、府地域防災計画を見直すとともに、調査結果や地域防災計画の内容について市町村と連携し各防災関係機関、府民への情報提供、啓発に努めている。

西日本では近年地震が相次いでいること、国の花折断層など全国98の主要活断層調査を踏まえ、震度想定、被害想定の見直しにつき、今後、学識経験者の意見を十分に聞き検討する。

防災情報システムは、防災情報無線により、現在、府内全市町村、消防機関、及び防災関係機関などとの情報連絡体制が整備されている。災害時に迅速、確実に情報を伝達

するためには衛星を活用することが大変重要。現在、そのシステム整備のための基本設計中で、今後、平成14年度の実施設計、15-16年度に整備工事、17年度目途に運用したい。

災害時の広域的連携、支援については、近畿2府7県や全都道府県との協定に基づく広域応援、国が組織する緊急消防援助隊による救援物資の提供、消化・救出作業が行われる体制が取られている。自主防災組織については、組織率の地域的な差や市町村の組織率が全国平均を下回っている問題もあり、ハンドブックによる啓発、組織育成への独自の補助制度により、市町村と連携し支援する。

#### ④狂牛病問題について

**【角替】** 国に責任ある対応を申し入れるとともに、引き続き監視や調査、指導の取り組み、府内流通業者や消費者への指導・啓発の検討を。また、学校給食に牛肉と牛乳を出すことを自粛する自治体があるが、現状と考え方はどうか。

**【知事】** 国にたいし、迅速、適切な対策が講じられるよう働きかけるとともに、府としては府民不安を解消し畜産農家の経営を守るために、関係団体と連携しながら全力あげる。府では千葉県の確認直後から、府内畜産農家のいっせい立ち入り調査を実施し、飼育されている全ての牛に異常がないことを確認した。狂牛病は、潜伏期間が長く、発見が難しいため、今後、農家への巡回指導体制を強化し、牛の健康状態の監視をいっそう強め、牛の飼料として牛骨粉等の使用が禁止されたことから餌の適正使用についても徹底する。JA 関係者や獣医師のみなさんの役割、貿易体制も含め、関係団体に協力要請する。EUと同様、30ヶ月齢以上の牛について検査を実施するなど、検査体制の強化を柱とする国の緊急対策が近く具体化されるので、すみやかに必要な対策を実施する。なお、消費者や生産者、食肉関係業者に正確で迅速な情報の提供を行ない、すでに府のHPにも情報を掲載した。

**【教育長】** 学校給食の取り扱いは、9月25日段階では33市町村で牛肉の使用を控えている。牛乳は従来通り供給。府教委としては入手した情報の提供を行っている。今後も情報提供につとめ、専門機関の判断や国の見解が明らかになれば必要な対応をする。

#### ⑤市町村合併について

**【角替】** 市町村合併への踏み込んだ対策やリーダーシップの発揮はどうか。また本府で未設置になっている合併支援本部の設置や合併重点支援地区の指定についての取り組み方針はどうか。国の「合併支援プラン」において、政令市志向に応える形で指定人口要件を引き下げる特例が求められるなど、大規模化を奨励する考えが見られるが、本府の「これからの市町村のあり方について」では、「概ね2万人以上」が想定されている。国の考え方との開きについてどう考えるか。京都市のような人口150万人規模の大都市は、基礎的自治体として相応しいかとの議論も必要だが、どうか。

**【知事】** 市町村の行財政基盤を確立するうえで、合併は有効な手段の一つ。同時に、地方自治の根幹にかかわる問題であり、地域の自主的主体的な議論に基き行われるべきもの。この考えから、市町会、町村会と共同で市町村のあり方について、幅広い議論を呼びかけるための取り組みを進めたところ、京都市を除く府内全域で4つの行政改革推



進地域会議が設置され、合併問題を主要なテーマとし熱心な討議がされている。各地域や市町村から、合併議論に向け府に具体的な支援を求める声が上がっており、市町村会とも相談しながら、近く支援のための体制整備を図る。さらに、今後、地域における合併の気運の高まり、地元市町村から要請がなされた場合には、合併重点支援地域の指定も検討する。

市町村の人口規模について、自治能力や行政能率の向上の観点からはある程度の規模が確保されることが望ましいことは言うまでもない。しかし、一方、都市部か、農村部かということや、地形などの地理的条件等に規定される要素も大きいことから、適正な規模について一律に何万人と決めることは適当でない。地域実態に即して判断されるべき。しかし、現在全国的に進んでいる合併の中で、大きな市同士の合併が優先するということが中心になると、地方分権のいわゆる「受け皿」論として始った、「全市町村が一定規模を確保する」という原点からは外れると私は感じている。やはり、原点である地方分権、市町村の行政能力、政策能力の向上が中心。また、大都市のあり方については、私はかねてより「現在の地方制度に関し、市町村の規模、能力に応じた組織や権能のあり方、都道府県との関係や役割分担などについて抜本的に検討することが必要」と主張してきた。国において、今秋設置の第 27 次地方制度調査会等におき、こうした点が論議されるので、これを注視し、現場からの意見を述べてゆきたい。

## ⑥鴨川改修問題について

**【角替】** 平成 11 年、「地下トンネル」の建設方針が確定したかのような報道があり、改めて治水対策のあり方が注目される。山林の保全・育成により山地の保水力を高めることや、雨水の貯留施設の充実を図ることが重要だが、京都市の都市計画とも関連し、府市協調で治水対策事業を取り組むべき。また、地下トンネル構想は、流域対策を十分に講じたうえで提案されるものでないと府民の理解は得られない。流域対策による流量のカットは、河川で処理する流量を軽減することから、工事の最小化に資するだけでなく、景観や環境対策の点でも有効であり、強力に推進すよう要望する。三条・四条間の架橋問題を検討する京都市の委員会においても、治水問題を含めた検討がなされるよう要望すべきで、本府の設置する治水問題の検討会にも京都市の参加を求めるなど、府市協調で総合的な治水対策の在り方を検討すべきだが、どうか。

**【知事】** 平成 3 年 8 月、京都市も参加し、鴨川改修協議会を開いてから、京都の歴史的な景観や河川環境を踏まえた様々な鴨川改修の基本的あり方について提言を受けた。流域の保水力や市街地の雨水浸透機能を高めることは、治水の観点だけではなく環境面からも重要。提言でも総合的な治水対策の推進が基本理念として位置づけられている。この提言を踏まえ平成 4 年から、11 年にかけて府・市協調により三条大橋から七条大橋間の「花の回廊」整備を実施、現在、JR 奈良橋梁改築や通水能力の小さい陶化橋付近の改修を進め、段階的に治水・安全度の向上に努めている。

鴨川の流域特性として、治水計画に保全されるものと見込んでいる山地の占める割合が大きく、平地についてはかなりの部分がすでに市街化されている状況から、この特性を踏まえ根本的な治水安全度の向上を図るためには、市街地の大幅な河道の拡幅が困難なため、河道の掘削、放水路、流出の抑制など、様々な治水対策手法について、大学の

専門家にはいってもらい、技術的検討を進めている。

### ⑦高齢者対策、住宅改造費助成制度創設について

**【角替】** 介護保険では、住宅のバリアフリー化をおこなうための経費が給付対象となるが、「自立」認定者はこのサービスを受けることができず、不公平さが指摘される。「自立」認定者にも、末永く自立できる環境や条件整備を進めるため、本府の独自措置として「住宅改造費助成制度」を創設すべきと考えるが、知事の所見はどうか。

**【知事】** 高齢者が自立した日常生活が行なえるよう、住宅のバリアフリー化を進めることが極めて重要。府としては自立者にたいし、高齢者向けの住宅改善の融資制度による支援、高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進とともに、要介護状況や障害のある方には住宅改造助成をおこなうなど、高齢者への総合的住宅政策の推進に努めている。また、市町村が実施する転倒骨折予防教室などの事業に助成することで、家庭内の事故防止、介護を要する状態におちいることなく、自立した生活への支援をしている。

一般の健常自立高齢者への施策は、行政の限界や限度、財政の制約などの問題もあるが、大きな課題として念頭に置かせていただきたい。

### ⑧精神障害者の自立支援について

**【角替】** 精神障害者が、医療機関や共同作業所に通所するうえで、①施設整備が不十分で、遠隔地施設への通所を余儀なくされていること、②写真貼付がなく本人確認できない精神障害者手帳所持者には、交通運賃の割引制度が適用されないことが理由で、交通費負担が大きい。府として交通費への助成制度を創設すべきだがどうか。身体障害者や知的障害者と同様、精神障害者にたいしても府営住宅への優先入居制度を創設すべきだが、どうか。

**【知事】** 交通費助成は、経費負担の観点から、府として施設への送迎車両の整備への支援、身近な市町村単位で共同作業所等の整備の促進を図ってきた。今後とも充実を図る。

鉄道運賃の割引制度の適用については、精神障害者の社会参加促進の点でも重要で、引き続き全国の都道府県と連携し、早期に実現できるよう国に働き掛ける。

府営住宅への優先入居は、従来から高齢者所帯、母子所帯、身心障害者所帯などを対象に優先枠を設け、毎年100所帯程度の方々に入居していただいている。精神障害者所帯については、入居後の支援体制など整理すべき課題があり、今後研究したい。

### ⑨医療問題について

**【角替】** 府立3病院、府立医科大附属病院での「病院ボランティア」の活用について、どう考え、取り組むか。医療事故防止システムの整備状況はどうか。電子カルテ導入への考え方、取り組み状況はどうか。

**【知事】** 病院ボランティアの活用は、患者や家族へのプライバシーの配慮、感染リスクの対応などについて、十分配慮が必要だが、患者の療養生活に潤いを持たせ、病院における医療の質を全体として向上させることに大きく寄与する。府としても、府立医科大附属病院で、現在、外来患者受付や院内施設の案内、車椅子の患者さんの介助などを

おこなうボランティアの導入を検討している。府立3病院についても、病院の実情に応じた検討をおこなう。

医療事故の防止システムについては、病院として医療事故を起こしては決してならないことは言うまでもないが、各病院に事故防止のための専門的な委員会を設けるとともに、各部門に安全管理責任者を置き、日常的点検をしている。また、報告制度を設け、その事例を再発防止に活用、各種会議や研修会などにて意識啓発している。

電子カルテは、国において、今年7月の総合規制改革会議の中間とりまとめで、カルテの電子化推進の見解が示された。電子カルテは、診療情報が一元的に享受され、情報検索も容易になるなどの利点の反面、セキュリティの確保、プライバシーの確保、開発経費の課題がある。府においても、IT社会の大きな流れとして、今後国や医療機関の動向を参考にして検討する。

## ⑩学校での文化・芸術活動の推進について

**【角替】** 国が小・中・高の文科系の部活動を対象に専門家を派遣する事業をスタートさせるが、本府の学校教育の文化・芸術活動の推進状況、基本的考えはどうか。

**【教育長】** 各学校で、コンサートや、能、狂言等、舞台芸術の鑑賞をおこなっている他、例えば小、中学校では地元の和太鼓を授業に取り入れ、高校の部活では声楽や彫刻の専門家による実技指導を受けている。本物に触れる機会を作ることは大変意義ある。府教委としては、いっそうの推進を図り、平成18年の京都での全国高等学校総合文化祭を芸術文化の薫り高い大会にするとともに、心豊かな青少年の育成や文化の担い手づくりに努める。

## 田坂幾太（自民党、北区選出）

### ①行財政改革について

**【田坂】** (1) 地方分権の進展で府と市町村の役割が変化し、IT等で府民の利便性が向上する中、地方振興局など12ブロックごとに配置している機関の再編について伺う。

①再編に係わるエリア見直しの基本的考え方はどうか。②所管エリアの見直しとあわせ、その機能や権限についても大胆に見直す必要があると考えるがどうか。③12ブロックの地方機関の再編案の公表に向けた今後の手順はどうか。(2)外郭団体の存廃をふくむ改革にかける決意はどうか。(3)府立医科大学付属病院の包括外部監査での問題点の指摘は、どう対処されたのか。また、独立行政法人法制度の趣旨をふまえた改革に着手すべきだが、その決意はどうか。

**【知事】** 複雑多様化する府民ニーズに迅速適格に対応するため、簡素で効率的な機構の確立が肝要で、中でも地方振興局等12ブロックの地方機関の再編は大きな課題。府の基幹的組織であり、再編による府民生活や市町村への影響も大きく予想されることから、新しい行政推進懇話会の提言をふまえ、検討をすすめたい。昨日も懇話会を開催し本格的な検討作業に着手している。再編の基本的考え方としては、12ブロックが形作られた昭和17年当時と比較し、市町村の大幅減少、交通通信網の飛躍的発達に加え、地方分権、市町村合併やIT化の進展など社会情勢の変化をふまえた中長期的な視点の検討が

必要。またそれぞれの行政機関ごとにその果たすべき役割やサービスの対象、内容が異なることに応じて検討すべき。具体的には市町村を対象とする間接サービスが多い地方振興局については大幅に所管エリアを広域化し、府民を対象とする直接サービスや限定のつよい業務が多い保健所や土木事務所、農業改良普及センターは地域事情を考慮して、中規模に広域化する方向。本庁と地方機関の役割分担や地方機関への権限委譲も大胆に見直したい。懇話会の提言が出た上で、今年度内のできるだけ早い時期に改編案を公表できるようすすめたい。

外郭団体の見直しは、新しい行政推進対抗に基づき、既に平成7年度から誘致団体の削減を進めてきた。行財政システム21推進本部会議において各部局長に所管する外郭団体をゼロベースから抜本的に見直し、存廃も含め検討するよう指示したところ。

府立医大付属病院の経営改善は、包括外部監査の指摘をふまえ、病床利用率の向上、医薬材料の調達方法の見直し、人件費の縮減等の増収・経費削減に取り組んできた。一般会計からの繰り出し金を平成8年度から12年度までに78億円から61億円へ削減した。さらに現在、大学当局と行財政システム21推進本部等において国立大学の独立行政法人化の動きもふまえ、新たな経営改善計画の策定にむけ取り組んでいる。教育、研究および診療が一体化する大学付属病院の面を考慮する中で、採算が難しい政策医療と通常医療とを区分し、病院経営目標の明確化、経営責任と権限の明確化による体制強化や、職員の意識改革の徹底を通じた増収や経費削減、患者サービスの向上に取り組む。

## ②救急医療情報システムについて

**【田坂】** (1) 救急医療情報システムの整備にどう取り組むのか。(2) 救急医療情報を消防や医療機関だけでなく、府民に公開すべきだがどうか。(3) 災害時を含む救急医療情報システムの改善、見直しはどうか。

**【知事】** 医療関係団体や消防機関等で構成する京都府救急医療情報システム運営懇談会で、取り扱い情報の内容や情報提供の方法など協議してきた。心肺停止や心筋梗塞など重篤患者の救急搬送により的確に対応できるよう診療情報を追加・充実し、くも膜下出血等には手術可能な医療機関の検索などきめ細かく対応できるようにしたい。さらに近畿府県のシステムや国の広域システムに参加することで、府圏域を越えた救急医療活動や災害発生の広域的な救助、支援が行われるシステムの整備をすすめる。また子どもの急病の際にすぐ利用できるよう、インターネットの導入やファックス応答、電話音声機能の活用で受診可能な医療機関情報を提供したい。今後こうした方向で技術的な調整作業をすすめ、現行システムが更新時期を迎える来年4月から新システムが運用開始できるよう準備を行う。

## ③環境問題について

**【田坂】** ISO 認証の率先取得の経験を生かし、企業の環境配慮活動の促進と、グリーン購入を広げることが重要と考えるがどうか。

**【知事】** 本年度から環境配慮に先駆的に取り組む企業・団体の表彰、講座開催している。環境配慮の事務用品、備品購入を促進する「京都府庁グリーン調達方針案」を近く作成する。

#### ④IT化の推進について

**【田坂】** IT推進専門家会議の提言の活用方策と、IT化の推進について所見を伺う。

**【知事】** 知的を意味するスマート京都を基本理念に基本構想を策定する。行動計画を作成し、ITによる新たな暮らしの提案や地域の魅力づくり、新しい行政システムの実現等をすすめたい。

#### ⑤税制問題について

**【田坂】** (1) 地方分権時代にふさわしい地方税制の基本的あり方についてどう考えるか。その検討状況はどうか。(2) 企業誘致や創業支援に係る府税の優遇措置の、検討状況はどうか。

**【知事】** 自主財源の根幹を成す地方税の涵養と効果的な活用が極めて重要。昨年、庁内に税制検討会を設置し、国からの税源委譲や外形標準課税導入など、地方税財源の充実確保の検討、新税や課税導入の適否、政策減税の活用方策など検討してきた。まず現在の地方税財政制度が抜本的に見直されることが必要。法定税がすでに幅広く税源を押さえていることや、新税が府民に新たな負担を求めるものであることをふまえ、財源対策を主目的とした新税創設に安易に目をむけるべきでないと考えていた。一方、地球環境保全や京都経済の活性化など政策課題に、一定効果が見込まれる法定外目的税の創設や、府税の優遇措置の検討を指示しており、近く中間まとめを報告する。企業誘致や創業支援への優遇措置は、府外への流出防止に努め、活力ある中小企業が生まれ育つよう支援する観点から、時限的に来年度からの実施にむけ、年度内には条例を提案したい。

#### ⑥府政の推進について

**【田坂】** 荒巻知事の4期目の任期があと半年余となる中で、新府総を来年4月以降、誰のリーダーシップの下に成し遂げていくのか懸念される。これまで、卓越した行政手腕と強力なリーダーシップを発揮してこられた知事の去就だけに関心も高いが、4期目の感想も含め、所見を伺いたい。

**【知事】** 府民の皆様から大きなご信託をいただき、今期の知事就任以来、3年半が経過しようとしている。この間、微力ではあるが議員各位はもとより、府民の皆様のご支援・協力をいただきながら、公平・公正、安心・安全、開かれた府政を私の政治姿勢に、京都府のさらなる発展、府民福祉の向上など、さまざまな仕事をすすめてきた。この間、新しい世紀を迎え、国内外のあらゆるシステムが変革をする中、府民の生活は長引く不況による地域経済、雇用の不振・不安、思いもよらない事件の続発、生活に身近な事故や災害に対する不安が増大するなど、多岐・多難な課題が山積している。府民の安心・安全を守る府政の運営は、一刻も気をゆるめることが許されず、これらの対策に日々全力をあげて取り組んでいる。あと残る任期が6ヵ月余りに迫ったが、この6ヵ月の期間をもう6ヵ月としかないと考えるか、まだ6ヵ月もあると考えるか、二つの感覚があるが、私の心境としては先程述べたような緊迫した状況の中で、一日一日今日も何とか職責を果たすことができたという日々の連続であり、後者の感覚がしている。「百里を行く者は九十里をもって半ばとす」という先人の教えを肝に銘じながら、府議会や府民のご

支援、ご指導をいただきながら精一杯努力する所存。蛇足になるが、京都府の今までの公選知事十数代の中で、進む場合、退く場合に関らず、9月に進退について表明した方は皆無であるという資料もあった。現職知事のつらい立場を賢察たまわり、ご理解をよろしく願います。

## ⑦教育問題について

**【田坂】** (1) 教員の報奨制度や問題教員への対応等、教員の問題に関して伺う。①教員の奨励施策が必要と考えるがどうか。②指導力不足の教員の具体的調査が行われていると聞くと、その実態と今後の対策はどうか。③教員の採用段階で適性を完全に見極めることには限界があり、その適性や心構えを重視した各種研修の充実が必要と考えるがどうか。また、問題がある場合は、徹底した再教育、必要に応じて免職処分も辞さない心構えが必要と考えるがどうか。④社会人の採用や、教員の民間企業への派遣研修など積極的に努めるべきと考えるがどうか。(2) 山城通学圏の普通科Ⅱ類では、来春から単独選抜が導入されるが、京都市内でも制度の柔軟な改善を望むがどうか。

**【教育長】** 教員に対する激励策についてだが、日々職務に精励し意欲的に教育実践に取り組んでいる多くの教員の努力によって、京都府の教育が支えられているものと認識している。従来、教育現場では個々の教員の業績に優劣をつけることを避けてきたきらいがあるが、そうした考え方では決して教員は育たない。むしろ信賞必罰の視点を明確にすることによって、教員の意欲を喚起することこそ今日の状況をふまえた方向ではないかと考える。このため日頃の熱心な教育活動を通じて大きな成果をあげている教員に対し、新たな表彰制度を創設するなど、その熱意や努力に報いる方策を早急に検討したい。

いわゆる指導力不足教員の実態調査結果についてだが、市町村教育委員会および府立学校からの報告では、指導力に何らかの課題を有する教員約100名のうち、指導が自己中心的で授業が成立しない等、指導力が著しく不足しており、職務から切り離す必要があると思われる教員は25名だった。今後このような教員の処遇について、医師や弁護士、臨床心理士、学識経験者等の専門家で構成する指導力審査委員会において、公正かつ厳正に審査していただき、特別な研修を行うとともに、改善の見込みが立たない場合には、分限処分も適用するなど新たな人事管理システムを運用したい。

社会人の教員採用についてだが、学校現場からは好評を得ているところ。本年度の採用試験においてはいっそう幅広い人材を確保するため、受験資格を36歳未満から40歳未満に広げたところ。また企業等への教員の派遣研修についても、豊かな人間性や広い社会性を身につける観点から、今後ともいっそう拡充をはかっていきたい。

高校の入学者選抜についてだが、府教委としては懇話会の「中間まとめ」をふまえ、中学生が各学校の特色に応じて、今以上に行きたい高校を選べる選抜制度の改善を積極的にすすめていきたい。京都市4通学圏の選抜制度については、山城通学圏の改善内容をふまえ、できるだけ早期に改善できるよう関係教育委員会等と協議をすすめた。

## **山本正 (民主府民連合 宇治市・久御山町選出)**

### ①今後の財政運営について

関西圏の今年度上半期の企業倒産による負債総額は過去最大となり、また、雇用情勢も

過去最悪の水準となるほどきわめて厳しい状況の中で、府民生活を守るためには、十分な財源に裏打ちされた様々な施策展開をはかる必要があり、的確な財政運営に関し、次の諸点について、知事の所見を聞く。

巨額の収支不足を解消していくためには、府政収入の大幅な回復が必要と思うが、景気が後退局面にあるなかで、今年度及び来年度の府税収入の見通しは。

地方交付税制度の見直しなど、国の構造改革の動き等を見ると、今後の財政健全化の取り組みは、いっそう険しいものになると思うが、税収見込みも踏まえた今後の財政運営に対する基本的な考え方は。

**【知事】** 補正予算に対する高い評価に厚くお礼する。今後の財政運営だが、今年度府税収入の当初予算額は2830億円、基幹税目である法人二税の中で大きなウェイトを占める三月期決算法人の確定申告所得が、輸出関連を中心に増収になったこともあり、8月末の調停実績では、対前年度7.4%の伸びとなっている。しかし景気が後退局面で、厳しい業績予想を見込む企業が増加しており、法人2税の動向も不透明が増し、府民税利子割りの税収額が縮小傾向であり、殆どの税目で前年度を下回る見込みであり、府税収入を取り巻く環境は予断を許さない。来年度以降は、厳しい経済情勢を踏まえると府税収入の回復には、相当の期間が要すると考えられ、府の財政環境は厳しい状況が続くと考えられる。

一方、不況雇用対策をはじめとする緊急課題への対応や新京都府総合計画にもとづく21世紀の京都府作りを推進する取り組みなど増大する府民要求に的確に 대응していくためには、安定した財政基盤の確立をはかることが何よりも重要。財政健全化指針に基づき抜本的な行財政改革に取り組んでいるが、国の構造改革の動向によっては、財政を取り巻く環境はいっそう困難なものになることも予想される。引き続き地方財政基盤の強化がはかれるよう、国に対して強力に働きかけるとともに定数削減の着実な推進、外郭団体の見直し、府立医科大学付属病院などの経営改善や施策の更なる見直しなど、財政の健全化にむけて、組織をあげて全力で取り組む。

## ②雇用問題について

雇用に関し厳しい雇用情勢の下、知事は、国の方針を待つことなく、府独自の緊急雇用対策として12億円余りの予算が提案されており、高く評価する。今後、不良債権処理により、100万人にも達する失業者の急増が予想される中、国が責任をもって大規模な雇用創出策や能力開発などの再就職促進対策などの再就職促進対策などを講じるべきだ。

(1)「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」が、本年6月末に廃止され、絹織物業等の特定雇用調整業種に対する雇用調整助成金も廃止された。このため、和装等繊維産業については、引き続き他法による助成金の支給対象となるよう国に要望されているが、実現の見通しは。

(2)日産車体問題や2信金問題など、南部地域の雇用情勢が依然厳しい中、特定地域・下請け企業離職者雇用創出奨励金や緊急雇用安定地域に係る指定期間が、今年、相次いで終了した。こうした中、地域雇用開発等促進法の一部改正により、雇用に係る地域指定については、国が指定する方式から、都道府県が計画を策定し、大臣がこれに同意する方式に改められたが、本府として、今後どのように地域指定を行っていくのか。

(3)民事再生法の適用を申請した大手スーパーのマイカルに対し、関係5市長と共同で店舗存続や雇用確保を要望されるとともに、近畿経済産業局や京都労働局に対しても、同社への必要な金融支援や雇用対策等を要望されるなど、その迅速な対応を高く評価する。

**【知事】** 雇用調整助成金は、本年10月1日から従前の業種指定から個別業種の指定に変更されることになった。業種指定の廃止に伴う影響が懸念された絹織物関係、染織整理業については、関係業界の意向も踏まえ、引き続き助成金の支給対象となるよう国に強く要望した結果、特例として来年6月30日までの一年間の延長措置がはかられた。今後と

も府内の実情に応じた弾力的な措置が図られるように強く働きかけていきたい。

次に雇用にかかる地域指定についてだが、本年10月1日から法律が改正され、地域の指定区分が見直されるとともに、都道府県が計画を策定し、国の同意を得る方式に改められた。府では早速、市町村に対する制度の説明会を開催した。地域の実情に即した雇用の促進がはかれる計画となるように、引き続き市町村の意見を伺うとともに、厳しい府南部地域の雇用状況を充分踏まえて、京都労働局をはじめとした関係機関と協議をはかり、早期に指定ができるよう鋭意対応を進めていきたい。

### ③企業誘致について

(1)日産車体の跡地について、地元自治体では産業利用を要望しているが、立地条件が良いことから用地単価が高く、現在の経済情勢では、行政の支援なしには企業の進出が困難な状況にある。本府では、これまでから、日産車体問題について、迅速かつ積極的な対策を高じられてきたところであるが、今後の大きな課題である跡地問題について、どのように対応していくのか。

(2)本府では、府域における産業集積・雇用の創出をはかるため、企業誘致の補助制度を創設されたが、他府県との誘致競争も激しいなかで、府内各地域への産業立地をどのように推進していくのか。

**【知事】** 地元市町の意向を踏まえ、日産車体に対しものづくり拠点としての活用を強く要望して来た。その結果、会社が作成した跡地開発基本構想にもそのような方向を目指す考えが盛り込まれた。これを踏まえ府として積極的な企業誘致を展開し、京都のIT関連の中沼アートスクリーンという企業の立地が決定し、9月20日に新工場の起工式が行われた。今後とも地元市町と連携し、日産車体とも情報交換を密にしながら、本年度創設した京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金も活用し、企業誘致に全力をあげて取り組む。

産業立地対策だが、地域経済の活性化と雇用機会の創出をはかるうえで企業誘致はきわめて重要な施策。府内各地域の立地条件や地域特性に応じた企業誘致を更に積極的に進めていく。府中北部地域や木津川右岸地域では、産業集積を進めるとともに、働く場を確保することが重要な課題であり、工場誘致に力点を置いていく。京都市周辺地域や学研都市区域においては、研究機関や大学を数多く立地し、世界的にも活躍するITなどのハイテク企業も集積していることから、工場、研究所、本社、外資系企業などの誘致を進めていく。企業誘致補助金や現在検討中の税制優遇措置などを効果的に活用し、地元市町村と連携し産業誘致対策を進める。

### ④不法投棄への対応について

宇治市炭山地区に、産業廃棄物中間処業者が、資材置き場の造成と称して、残土や廃棄物の埋め立てを行っており、本府では宇治市と連携して、パトロールを実施しているが、一層の指導・監視の強化が必要である。また、廃棄物の不法投棄は、森林で行われることが多いことから、美しい京都の環境を守るために、森林の小規模規制開発も規制の対象となるよう森林法の改正を国に働きかけるとともに、国に働きかけるとともに、国に先駆けて不法投棄を防止するための新しい条例を整備することが必要と考える。炭山地区の対応も含め、知事の所見は、

**【知事】** 従来から未然防止も含め厳正な態度で望んでいるが、悪質、巧妙化した事犯が跡を絶たない。不法投棄等を専門に対応する不法投棄等特別対策室を設置し、府警本部の環境犯罪特別捜査隊と一体となった指導取り締まりを強化する体制を整備して来た。炭山地区の問題については、違法行為は許さないという方針のもと、産業廃棄物の埋め立て処分行為の中止を警告した。府民の安心安全を確保するため、警察や地元宇治市とも密接な



連係をはかりながら、告発も辞さないという強い姿勢でパトロールや立入り指導を強化していきたい。廃棄物を自社の保管物と称して不法に投棄する事犯については、現在の廃棄物処理法では初期の段階からの対応が困難であり、実効ある不法投棄対策について条例の制定も含めプロジェクトチームで検討している。森林法の改正だが、今までの経験や森林への不法投棄の手口を見ると、森林法による規制のみでは難しい。森林法や廃棄物処理法等関係法例の改正も含めて効果的な措置が講じられるように国に強く働きかける。

### ⑤府営宇治浄水場導水管破損事故について

過日、発生した府営宇治浄水場の導水管破損事故に際して、府は速やかに自衛隊や近隣市町村等に給水車の派遣要請を行うとともに、知事を本部長とする事故対策本部を設置し、事故の早急な復旧と被害の拡大防止に取り組まれたが、①布設後の長期間経過した高級鉄管の破損、②破損個所における水圧のかかりやすい構造、③導水管掘削作業の遅れ、④木津浄水場から宇治系への送水における中継ポンプの未整備、⑤事故発生後における連絡の不十分さ、などの問題点が指摘されている。今回の事故の責任を十分な信頼関係を構築することが必要と考えるが、事故原因の徹底究明と再発防止策について、知事の決意は、

**【知事】** 地域住民にみなさんには、長時間猛暑も重なり、多大なご迷惑をおかけした。改めて深くお詫びをもうしあげる。復旧作業が長時間に及んだことだが、私も現場に駆けつけたが、軟弱化した地盤や崩落の恐れのある石積みの撤去など安全に配慮しながらの施工となり、掘削に相当の時間を要する結果となった。これらの現場の状況からいまして、ひとつご理解をたまわりたい。

木津系と宇治系との接続についてだが、主な目的は宇治浄水場の通常時の給水能力を補うためであり、木津浄水場からの給水は八幡市および久御山町の一部を対象として計画したものであるが、供給需要の視点に偏して、事故時の活用について思いが十分にまわらず、この問題は重要な課題であったと現在反省している。今後、受水市町ともよく協議しながら検討してまいりたい。今回の事故を振り返って、私といたしましては、こうした事故を二度と起こしてはならないという考えで、そのためにも事故原因の徹底究明と安定供給体制の確立に全力をあげて取り組んでまいりたいと決意している。現在、学識経験者などで構成する事故調査委員会で専門的な調査を進めていただいております。高級鉄管の耐久性等の問題も含め、究明をお願いしている。また、宇治浄水場の導水管については、漏水調査や埋設状況調査等により総点検を実施し、再発防止に努める。さらに今回の事故を契機として、危機管理体制の再点検に早急に取り組むとともに、受水市町との連携も一層の強化をはかるので一層のご指導をお願いしたい。

### ⑥児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）問題について

若い女性が一人で育児に悩んでいることが、児童虐待の遠因になっているとの指摘もある中、こうした母親が、気楽に相談できる体制づくりや、児童相談所、市町村、民生・児童委員などの関係機関や関係者のネットワーク化が急務と考える。また、子どもの人権を守るとの理念の下、子育て支援施策の抜本的な見直しなど、取り組みの強化が期待されるが、基本的な考え方及び決意はどうか。

DV法の施行に伴い、今後、婦人相談所では、相談や保護件数の増加、事案の複雑化等が予想されるため、相談員の常勤化等の体制強化や施設の抜本的改修など、今日の情勢にあった婦人相談所づくりを行うとともに、根本的には、自立支援センター機能を持たせる必要があると考えるがどうか。

警察本部は、児童虐待問題やDV問題について、どのように対応しているのか。相談件数やこれまでの相談内容の特徴はどうか。

**【知事】** 児童虐待については、4月から全児童相談所に虐待を受けた児童についての調査

などを行う児童虐待対応協力員をおき、宇治児童相談所には、保護者の心のケアを行う精神科医を配置するなど、児童相談所の体制強化をはかったところである。特に保護者の育児不安や悩みの軽減をはかるために、これまでから電話やインターネットを活用した相談を実施しており、今年度からは乳幼児検診において専門家による保護者への心理的なカウンセリングを行う市町村を支援するなど新たな取り組みを進めている。地域における児童虐待の予防や早期発見のためには、保険・福祉・医療・学校・警察等関係機関で構成されるネットワーク作りが大変重要であり、平成12年度からの宇治市に加えて今年度からは長岡京市に対して支援を行う。今後いっそうの拡充につとめる。とりわけ保護者と関係行政機関との連絡調整に大きな役割を果たしている民生児童委員及び主任児童委員については増員をはかるなど地域の体制の充実に努める。子どもの人権擁護に配慮した子育て支援については、現在検討中の京都府子育て支援計画の後期実施計画の中に盛りこむ。今後いっそう児童虐待の防止に努める。

DVについては、これまでから婦人相談所において、被害を受けられた方々の相談助言、必要に応じて一時的な保護を実施して来た。来月中旬から一部施行される配偶者暴力防止法に円滑に対応するために、現在第一線で相談業務に携わっている婦人相談員に対し、DVに関する専門的な研修を行い、警察や市町村等の関係機関との連絡会議を行うなどの準備を進めてきた。婦人相談所における相談体制や施設のあり方については、今後のDVの発生状況や内容など実態を踏まえながら対応していきたい。DV被害助成に対する自立援助については、生活保護等の福祉制度の利用や住宅など多様な支援が必要になることから、市町村や公共職業安定所などの関係機関と連携して総合的に取り組んでいきたい。

**【警察本部長】** 児童虐待の対応だが、第三者からの通報等による認知が殆どであり、児童相談所に連絡するとともに、早急に保護が必要な場合は、警察官が関係先に直接出向いて保護にあたっている。DV事犯は、夜間、夫の暴力から逃れ警察署に保護を求めて飛び込んでくるという事例もあり、婦人相談所等と連携して一時保護をするという事案もある。これらの相談受理件数だが、児童虐待については、本年8月末現在で30件、対前年比50%増の相談を受理し、事件としても5件6名を殺人、傷害等で検挙している。DV事犯については、本年8月末現在242件、対前年費67%増の相談を受理しており、殺人、傷害等の検挙も37件にのぼっている。相談の内容は極めて多岐多用であり、児童虐待では、近所の方から「子どもがひどく泣き叫ぶ声が聞こえて家から放り出されている」といった相談やDVでは、永年夫の暴力にがまんして来た妻から離婚を前提とした相談を受けたり、あるいは配偶者のみならず子どもたちへの暴力にたまりかねて「被害届を出したい」といった相談が見受けられる。今後ともこれらの事案については、関連する法律が整備された主旨にのっとり、あらゆる警察活動や関係機関との緊密な連携により、迅速的確な措置をとって事犯の防止、検挙等につとめてまいりたい。

## ⑦教育問題について

各家族化や都市化の進展等による家庭や地域の教育力の低下は、いじめや不登校、青少年の非行問題などの背景となっており、また、豊かな人間性の育成等をおろそかにし、知識のつめこみに陥りがちなこれまでの学校教育にも、反省すべき点は少なくない。学校・家庭・地域においては、改革に向けて懸命の努力が行われているが、教育問題に関して聞く。

今日、最も憂慮すべきは教育問題だ、いじめ、暴力行為など児童・生徒の問題行動や、不登校への対応について、どのように認識し、対策を講じているのか。児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化、高等部への進学率の向上など、最近の特殊教育をめぐる状況変化を踏まえ、特殊教育の改善・充実に計画的にすすめることが必要と考える。こうした中、府教育委員会では、「府立学校のあり方懇談会」の「中間まとめ」を受

け、養護学校の設置方法や形態について、関係市町村の意見を聴いて再編計画を策定することであるが、現時点での取り組み状況はどうか。

**【武田教育長】** いじめや暴力・不登校についてだが、暴力行為や小学校での不登校などが近年増加している状況はきわめて深刻なものと受け止めている。何よりも早期に発見し、早期に対応することが重要と考えている。特にいじめや暴力行為については、関係機関とも十分連携をはかり、教職員が一体となって毅然とした対応をするよう指導しているところである。一方、子どもや保護者が悩みや不安などを気軽に相談できるよう、本年度もスクールカウンセラーの増員、府総合教育センターでの家庭教育電話相談の新設など、その充実をはかっている。今日のいじめや暴力行為の実態を見ると、幼児期からの家庭教育や地域社会の果たす役割の重要性を改めて痛感するので、市町村や関係機関と連携しながら問題行動の防止や健全育成の取り組みが積極的に推進されるように努める。

次に、府立養護学校の再編整備計画についてであります。先ほどもご答弁申し上げましたが、北部地域につきましては、地理的な面や地域社会とのつながりを考慮し、新たに学校を設置する方向で検討しております。一方、南部地域につきましては、比較的距離に多くの小中高等学校が設置されていることから、障害児教育のセンター的な機能を発揮しやすい条件にあること、児童生徒の日常的な交流をすすめやすい環境にあること、など地域的な特性を生かした多様な設置方法や設置形態について引き続き検討しているところでございます。いずれにいたしましても、地域にいつそう密着した養護学校とするために、関係市町村と緊密な連携をはかるなかで、計画を策定してまいりたいと考えている。

● 他会派の一般質問をご紹介します。

## **梅原 勲(自民、綾部市選出)**

### **①北部地域の産業振興について**

**【梅原】** 北部地域にとって、「京セラ」の立地は、経済の振興や雇用の確保にとどまらず、若者の定着や地域のイメージ向上などをもたらすことは必定である。今回の立地もふまえた、北部地域の産業振興、そのための戦略など、知事の見解はどうか。

**【知事】** 京セラ株式会社の工場立地については、昨年夏、稲盛名誉会長に私から、「近年、多くの企業が東京一極集中の中で東京へ本社を移している。その中で京セラさんには、京都企業としての特別な配慮・貢献をしていただき、たいへん感謝している」と申し上げ、さらに、「このうえ府内にお宅の工場ができれば、これでパーフェクト、満願」「ぜひ府内に京都工場の建設を」と要請した。稲盛会長は「府の産業振興と雇用機会の創出に貢献したいと考えていた」「検討しましょう」と快諾。設備投資減退の流れの中でのご英断に、あらためて感謝している。

現在、工場立地に向け、綾部市において、用地整備が進められており、一日も早く操業できるよう府も支援したい。

今回の立地は、府全体の活性化に大きく寄与するもので、綾部市をはじめ、府北部地域のイメージアップ、経済の活性化と雇用の創出に大きく貢献するもの。さらに、機械金属など地元の中小企業が、立地を契機に技術力や、経営力のいつその向上をはかられ、長田野工業団地、綾部工業団地、エコトピア京都三和や舞鶴、丹後の工業集積などとあわせ、北部地域がものづくり産業の一大拠点となるよう、府としても積極的に取り組みたい。

企業誘致は、地域経済の活性化と雇用の創出にとって極めて重要な施策であり、今後とも今年度創設した「京都産業立地戦略 21 特別対策事業補助金」と現在検討中の税制優遇措置などもあわせて活用し、総合的な取り組みを積極的にすすめたい。

## ②道路交通網の整備について

**【梅原】** 和知と綾部を結ぶ広野綾部線について、和木橋の進捗と見通しはどうか。また、小浜綾部線の道路整備の現状と見通しはどうか。綾部大江宮津線の物部町の五叉路の解消、館町・西坂町の歩道整備、さらに舞鶴綾部福知山線の安国寺地内の拡幅改良等について、継続して事業を促進されたい（要望）。

**【土木建築部長】** 広野綾部線については、幅員が狭小で屈曲している個所について順次整備しており、現在、共栄橋に続き、平成 11 年度から和木橋について新設を進めている。下部工 5 期のうち 4 期目の工事中で、残る 1 期と上部工について発注の準備中。小浜綾部線は、現在、旭町や睦合町において道路改良、歩道整備を実施中。このうち、睦合町の約 1・8 ㍓の歩道含めた改良は今年度の完了を予定しており、残る工区も地元協力を得て用地取得や築造工事を進めたい。

## ③農業大学校について

**【梅原】** 定年後あるいは中高年の離職者で就農を希望する人など、多様な就農希望者を対象とする機能を充実すべきだがどうか。また、卒業生の進路状況はどうか。

**【農林水産部長】** 新規学卒者に加え、今年度から生涯産業農の担い手創世事業により、就農希望の社会人への実践研修を実施。今後、定年退職者向け研修など、より幅広い社会人研修の充実など農業大学校の機能強化を考える。卒業後、すぐに家業を継ぎ就農するのは 2 割程度、その他は農協や森林組合、農業資材販売会社等へ就職。

## ④「ヤングブレイク・ネットワーク 21」について

**【梅原】** 初年度の事業成果、研究会参加の若手職員の意気込みについての感想はどうか。また、将来の施策化が可能と評価し、検討を指示したような案件はあるのか。今年度の取り組み状況はどうか。

**【企画環境部長】** 府の若手職員が民間企業の方と政策研究をおこなうことを通じ、人材育成、新施策の展開、府政活性化につなげることが目的。昨年 7 部局 2 地方振興局から提案があり、今後、政策化への関係部局の検討をおこなうが、とくに産業廃棄物の不法投棄対策の府の取り組み、和装関連ビルを活用した IT 産業集積の提案については具体化に向け課題整備を含め、検討を深めるよう知事から指示された。今年度も 8 グループが研究中。